

## 第5回 交通カウンセリング「事例検討会」 兼 TC 養成講座（応用コース）開催のご案内

日本交通心理学会

日本交通心理士会

交通カウンセリングに携わるカウンセラーの技能向上を目的として、交通カウンセリング「事例検討会」\*<sup>1</sup>を開催します。

この「事例検討会」は複数の事業所のカウンセラーが事例を持ち寄ることにより、他事業所におけるカウンセリング事例や、受診者の特性と運転環境等の違いによるカウンセリング手法のバリエーションを共有できるという特色を有しております。

また、日本交通心理学会の資格認定制度の「主任交通心理士への昇格審査基準と手続き」の一部改正に伴い、今回の事例検討会から、交通カウンセラー養成講座(応用コース)\*<sup>2</sup>を兼ねることができるようカリキュラムの一部を変更しました。

この機会に是非、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

\*1 (国土交通省の「適性診断の認定に関する実施要領」第9条別表第4(平成24年4月13日付け国土交通省告示第456号)を満たす研修会を企図しています。

\*2 詳細は、日本交通心理学会の資格認定制度「主任交通心理士資格に関わる講習会と試験」要項を参照して下さい。 [https://www.jatp-web.jp/wp/wp-content/themes/jatp/pdf/shunin\\_youkou\\_201802.pdf](https://www.jatp-web.jp/wp/wp-content/themes/jatp/pdf/shunin_youkou_201802.pdf)

\*3 参加者には日本交通心理学会と提携している適性診断認定機関から研修修了証を発行します。  
ただし、参加者が3名未満の場合は修了証を発行できません。

1. **参加資格:**次に掲げる要件のうち、一つを満たしていることが必要です。

- ① 国土交通省認定第一種カウンセラー、若しくは第二種カウンセラー
- ② 「交通カウンセラー」養成講座 基礎講座 I (基礎コース)の修了者(15事例を未だ提出していない人も参加できます)
- ③ 第一種カウンセラー、第二種カウンセラーの資格取得に関する研修を、他の適性診断認定機関(NASVA や他の事業所)で修了した人(15事例を未だ提出していない人も参加できます)

※ 上記の①、②、③のいずれかの要件を満たしていれば、交通心理士の資格がない方でも参加できます。

2. **持参事例数:**研修員1人2事例までとします。

3. **留意事項:**事例検討会はTC養成講座(応用コース)を兼ねています。2日間受講した参加者には事例検討会の修了証と、TC養成講座(応用コース)の受講証明書を発行します。1日目(事例検討会)のみの参加者には事例検討会の修了証を発行します。2日目(研修会)のみの参加はできません。

4. 参加費用:次表の通りです。

	2日間	1日目のみ	備考
会 員	40,000 円	20,000 円	修了証発行手数料含む
非会員	50,000 円	25,000 円	修了証発行手数料含む

\* 参加費用は修了証が不要の方も同じです

5. 開催地と開催日:次の2ヶ所で開催します。(但し、参加人数が3名未満の場合は開催日を延期、若しくは他の開催地に変更することがあります)

	開催地	会 場	開催日時
①	東京都新宿区	東京都トラック総合会館	6月30日(土) 10:00~17:00 7月1日(日) 9:00~16:00
②	宮城県仙台市	仙台ドライバーサービス(株)	7月21日(土) 10:00~17:00 7月22日(日) 9:00~16:00

6. 申し込み期限:2018年4月23日(月)必着

7. 申し込み方法:「参加申込書」<別紙1 東京><別紙2 仙台>に必要事項をお書きになり、メール添付にて日本交通心理学会事務局宛てお申し込み下さい。

メール	staff@jatp-web.jp
-----	-------------------

8. 持参していただくもの:

- ① カウンセリング実施記録
- ② 適性診断書
- ③ カウンセリング時に使用したメモ
- ④ カウンセリング実施記録(媒体は問いませんが、その場で音声を再生できるようにしてください)
- 持参する書類は参加人数分を事前に複写してください。その際、個人情報の秘匿に注意してください。(参加人数は、参加申し込み終了後に事務局で確認して下さい)
- 適性診断認定機関から修了証を発行して頂くため、上記の①~③を全てPDF形式にしたものを提出してください。
- 事務局ではアクティブスピーカーを準備します。

備考

\* 交通心理士会所属の講師派遣による事例検討会も併せて実施しています。

上記開催地以外の事業所で、講師の派遣要請がある場合は事務局までご相談ください。

また、1事業所だけでなく複数の事業所が共同で開催する場合で、講師派遣の要請がある場合にも相談に応じます。